

最高裁秘書第106号

令和3年1月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和2年12月21日付けで東京高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

東京高裁判事の身分を有する最高裁判所調査官が東京高裁の裁判官会議構成員とされていないことは、「各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、その議長となる。」と定める裁判所法20条2項に違反しないことが分かる文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第230号

令和3年2月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

東京高裁判事の身分を有する最高裁判所調査官が東京高裁の裁判官会議構成員  
とされていないことは、「各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこ  
れを組織し、各高等裁判所長官が、その議長となる。」と定める裁判所法20条  
2項に違反しないことが分かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年12月28日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（情）謝問第24号

(2) 謝問日

令和3年1月27日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第231号

令和3年2月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年1月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 理由説明書

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

東京高裁判事の身分を有する最高裁判所調査官が東京高裁の裁判官会議構成員とされていないことは、「各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、その議長となる。」と定める裁判所法20条2項に違反しないことが分かる文書

##### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和2年12月21日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

原判断庁は、本件開示申出について、「最高裁判所裁判所調査官に充てられている東京高等裁判所判事が東京高等裁判所の裁判官会議の構成員とされていないことが、裁判所法第20条第2項に違反しないことに関し、同裁判所の見解が分かる文書」の開示を申し出るものと整理した。その上で、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する文書は作成又は取得しておらず、存在しなかった。

原判断庁では、最高裁判所裁判所調査官に充てられている東京高等裁判所判事について、原判断庁の裁判官会議を組織するものとして取り扱っていないが、そのような取扱いの根拠等については、これまで原判断庁としての見解を取りまとめる必要が生じたことはなく、そのため、同見解を記載した文書を作成又は取得する必要はなかったものである。

よって、原判断は相当である。